

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託

## 説明書

令和6年3月

奈良県立西和養護学校

# 説 明 書

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る事前公表に基づく随意契約については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとします。

参加する者は、下記事項を熟知のうえ、参加してください。

## 1 公表日 令和6年3月11日（月）

## 2 契約の名称

### (1) 名称

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託

### (2) 概要

ア 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

イ 履行場所 奈良県立西和養護学校

### (3) その他詳細については、別紙仕様書のとおりとします。

## 3 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること。

### (1) 県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する

次に掲げるいずれかの施設を営む者

① 障害者支援施設

② 地域活動支援センター

③ 障害福祉サービス事業を行う施設

④ 小規模作業所

⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

なお、複数の構成員による共同体として見積を提出することを可とします。ただし、共同体を構成する全ての構成員は、上記①～⑤のいずれかに該当する者であることを要件とします。また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員となること、または単独で見積を提出することはできません。

### (2) 令和3年度から令和5年度までの過去3年間において、同種の業務の実績を有する者

## 4 契約の相手方の決定方法

### (1) 期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の

100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

### (2) 参加者は、所定の見積書（事前公表の参考様式B）を作成し、封をした上、事前公表第5において指定する場所及び日時に見積書を提出してください。記載については仕様書の見積書記載例及び封筒記載例のとおりです。

### (4) 参加者は、その提出した見積書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 質問受付期限

令和6年3月14日(木) 午後5時必着

### (2) 質問方法

質問は事前公表の様式Aに記入の上、6(2)の提出先まで電子メール又はFAXで提出し、電話にて受信確認を行ってください。(電話又は口頭による質問は受け付けません。)

### (3) 質問に対する回答

各者からの質問は、公正な競争を妨げる質問を除き、すべてまとめて令和6年3月18日(月)までに奈良県立西和養護学校ホームページに掲載します。(質問者名は公表しません。)

## 6 見積書の提出先等

### (1) 提出様式

見積書(事前公表の参考様式B)記載例による

### (2) 提出先

〒639-0205 奈良県北葛城郡上牧町下牧1010

奈良県立西和養護学校 事務室

電話 : 0745-73-2111

FAX : 0745-32-9877

E-mail : seiwayogo-hs@office.pref.nara.lg.jp

### (3) 提出期限 令和6年3月25日(月)午後5時

### (4) 提出方法 持参又は郵送(但し郵送の場合、書留にて郵送し3月25日(月)午後5時必着のこと)

## 7 補足

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

### (2) 入札保証金

免除します。

### (3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

## 8 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

### (1) 参加する者に必要な資格のない者の提出した見積書

### (2) 記名押印を欠く見積書

### (3) 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

### (4) 価格を加除訂正した見積書

### (5) 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

## 9 契約の相手方の決定方法

- (1) 期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

## 10 契約書作成の要否等

- (1) 契約の相手方に決定した者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については決定した者の負担とします。
- (2) 決定した者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、令和6年度奈良県一般会計歳出予算の成立及び本校の予算執行が可能になった日(令和6年4月1日)に遅滞なく契約を締結するものとします。

## 11 契約の不締結

決定した者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 決定者の役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。))、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 12 契約の解除

契約締結後、奈良県契約規則第25条に定めるもののほか、契約者について11の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届

け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11の(1)、(3)、(4)及び(5)中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

### 13 その他

- (1) 事情により、当該事務を中断又は延期等を行う場合があります。
- (2) 契約事業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (3) 契約事業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではありません。
- (4) 契約事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。